

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援※するものです。 ※許可の簡素化等
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、厳正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。
- ◆ 河川協力団体は、以下のような活動を行います。



①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体制度のねらいは？

- ◆ 今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

■申請に必要な資格は？

◆ 申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8※に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

※ 河川法第58条8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

■河川協力団体に指定されると？

◆許可等が簡素化されます

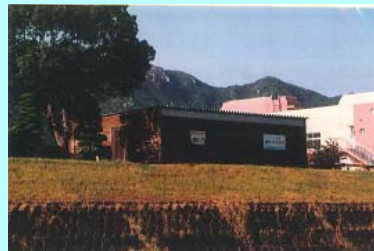
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

※・工事等の実施の承認	⇒ 河川法第20条
・土地の占用の許可	⇒ 河川法第24条
・土石以外の河川産出物の採取の許可	⇒ 河川法第25条後段
・工作物の新築等の許可	⇒ 河川法第26条第1項
・土地の掘削等の許可	⇒ 河川法第27条第1項
・権利の譲渡の承認	⇒ 河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。）

例) 現状においては、河川法第24条、第26条の許可が必要になります



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

◆場合によっては委託を受けることが可能になります

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることが可能となります。

なお、委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能

拡大

【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良